

研究成果の公表に関する留意点

・ 報告書への発表論文等の掲載について

研究者等が「研究成果の刊行物・別刷」を刊行した機関や団体等に公表についての確認を怠った場合に著作権を保有する第三者の権利を侵害することがないように、厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定）、厚生労働科学研究費補助金事務処理要領（平成27年4月10日策定）の平成27年7月31日一部改正以降「研究成果の刊行物・別刷」は報告書の添付対象外となりました。

また、提出された研究報告書等については、当該報告書に含まれる文献名等を含め、すべて公開可能なものとして取り扱い、国立国会図書館及び国立保健医療科学院ホームページにおいて公開されます。研究のために参考にした論文・新聞記事等を研究報告書に通常の引用の範囲を超えて掲載する場合は必ず著作物を刊行した機関や団体等に公表が可能か否かの確認を行ってください。論文等の公表に関する著作権についての責任は、分担研究報告書も含めて報告書を作成した研究代表者に属しますので、特にご留意ください。

・ 厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

平成30年度以降に補助金の交付を受けて実施された研究課題より、厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について（平成26年4月14日科発0414第5号）（以下「倫理審査等報告書」という。）の写しを添付することになりました。

・ 特許への出願を検討される場合

我が国の特許制度においては特許の出願以前に公知（学会や研究会等での講演や発表、また刊行物等への掲載等）となった発明は、国内でも例外的な取扱いが必要となり、さらに海外への出願が出来なくなるといった制約を受けます。厚生労働科学研究における研究成果は厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号）、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定）、厚生労働科学研究費補助金等事務処理要領（平成28年11月2日科発1102第3号厚生科学課長決定）等によりご提出（登録）いただくこととされておりますが、ご提出いただいた研究成果は国立国会図書館及び国立保健医療科学院ホームページにより公表されます。当該研究成果については提出（登録）された時点で、公表につきご承諾いただいたものいたします。特許出願を検討している場合は、事前に研究事業所管課室担当者又は国立保健医療科学院に相談する等、特許出願について十分配慮のうえ研究成果の作成及びご提出（登録）をお願いいたします。

特許庁

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

発明の新規性喪失の例外規定（特許法第30条）について

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html

詳しくは、厚生労働省ホームページの「研究事業」よりご確認下さい。

研究事業：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/>

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程

(平成 10 年 4 月 9 日厚生省告示第 130 号)

厚生労働科学研究費補助金等取扱細則

(平成 10 年 4 月 9 日厚科第 256 号厚生科学課長決定)

厚生労働科学研究費補助金等事務処理要領

(平成 28 年 11 月 2 日科発 1102 第 3 号厚生科学課長決定)

厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

(平成 26 年 4 月 14 日科発 0414 第 5 号)